

令和元年度普通会計決算認定特別委員会

令和2年10月8日(木)

[委員会の概要 総括説明]

元木委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。(10時32分)

はじめに、当委員会の運営についてであります。本日は、午前中に決算の総括的な説明聴取及び総括的事項に関する質疑を行うこととし、午後からは、各部局から説明を聴取することにとどめたいと思います。

また、各部局別の審査については、来週12日、14日、15日の計3日間行い、全部局の審査の後に採決を行いたいと思いますが、このような審査方法でいかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

それでは、そのように議事を取り計らうことといたします。

それでは、議事に入ります。

これより、令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

近藤会計管理者

決算の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

元木委員長さん、福山副委員長さんをはじめ各委員の皆様方におかれましては、本日から10月15日までの4日間、令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、御審査を頂きます。

決算の調製には慎重を期してまいったところですが、十分御審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私からは決算の概要につきまして、お手元に参考資料としてお配りしております令和元年度一般会計特別会計歳入歳出決算の概要に従いまして、御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、四捨五入をいたしました百万円単位で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算の概要の1ページを御覧ください。

1の予算現額の比較でございます。

一般会計につきましては、5,489億600万円と、前年度に比べ213億6,100万円、率にして4.0パーセントの増となっております。また、特別会計につきましては、用度事業会計など21の会計合計で、3,615億7,100万円と、前年度に比べ251億1,800万円、率にして6.5パーセントの減となっております。

次に、2の歳入決算額の比較でございます。

一般会計につきましては、4,818億4,400万円と、前年度に比べ19億100万円、率にして0.4パーセントの増となっております。また、特別会計につきましては、3,418億800万円

と、前年度に比べ269億1,100万円、7.3パーセントの減となっております。

次に、3の歳出決算額の比較でございます。

一般会計につきましては、4,680億3,400万円と、前年度に比べ22億1,000万円、0.5パーセントの増となっております。また、特別会計につきましては、3,309億300万円と、前年度に比べ267億7,400万円、7.5パーセントの減となっております。

次に、4の翌年度繰越額の比較でございます。

一般会計につきましては、586億5,100万円と、前年度に比べ190億7,900万円、48.2パーセントの増となっております。また、特別会計につきましては、34億2,200万円と、前年度に比べ24億5,900万円、255.4パーセントの増となっております。

次に、2ページを御覧ください。

5の令和元年度決算状況でございます。

一般会計の実質収支額につきましては、最下段のE欄に記載のとおり80億6,800万円の黒字となっております。また、特別会計の実質収支額につきましては、108億4,000万円の黒字となっております。

次に、3ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算額を款別に整理し、前年度と対比した表でございます。

主な歳入の収入済額につきまして御説明いたします。

まず、第1款、県税の収入済額は767億600万円であり、前年度に比べ14億700万円、1.8パーセントの減となっております。これは地方消費税、自動車取得税などの減によるものでございます。

次に、第2款、地方消費税清算金は249億5,800万円であり、前年度に比べ19億1,500万円、7.1パーセントの減となっております。これは算定基礎となる全国の地方消費税収入の減によるものでございます。

次に、第5款、地方交付税は1,489億7,700万円であり、前年度に比べ25億2,500万円、1.7パーセントの増となっております。これは基準財政需要額の増加に伴う普通交付税の増によるものでございます。

次に、第9款、国庫支出金は568億8,900万円であり、前年度に比べ28億円、5.2パーセントの増となっております。これは林業費国庫補助金などの増によるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算額を款別に整理し、前年度と対比した表でございます。

特に増減の著しい内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第2款、総務費の支出済額は337億4,300万円であり、前年度に比べ24億1,300万円、率にして7.7パーセントの増となっております。これは被災者生活再建支援基金出資金、地域総合整備資金貸付金などの増によるものでございます。

次に、第3款、民生費は599億6,200万円であり、前年度に比べ25億3,000万円、4.4パーセントの増となっております。これは地域介護総合確保施設整備事業費などの増によるものでございます。

次に、第4款、衛生費は229億700万円であり、前年度に比べ46億9,400万円、17.0パーセントの減となっております。これは地域医療介護総合確保基金事業費などの減によるものでございます。

次に、第8款、土木費は562億7,300万円であり、前年度に比べ37億4,900万円、7.1パーセントの増となっております。これは総合流域防災事業費、道路維持修繕費などの増によるものでございます。

次に、第13款、諸支出金は256億6,800万円であり、前年度に比べ25億5,400万円、9.0パーセントの減となっております。これは地方消費税清算金などの減によるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

このページと次の6ページは特別会計でございます。

用度事業会計をはじめ21の会計別に、5ページでは歳入決算額を、6ページでは歳出決算額を整理したものでございますが、説明は省略させていただきます。

以上、概略を御説明申し上げます。

引き続き、歳入歳出決算の詳細につきまして、原田出納局副局長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 原田出納局副局長

引き続きまして、令和元年度一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元に、決算書類といたしまして、歳入歳出決算書、歳入歳出決算附属書類、歳入歳出決算説明書の計3冊を提出させていただいておりますが、このうち、歳入歳出決算説明書に決算計数、決算分析図表などを記載しておりますので、この歳入歳出決算説明書によりまして、御説明させていただきます。

決算説明書の1ページを御覧ください。

一般会計及び特別会計決算総括表でございますが、内容につきましては、先ほど会計管理者から御説明させていただいたとおりでございます。

次に、2ページを御覧ください。

最近5か年間の一般会計決算額比較表でございます。一番下の行を御覧ください。

令和元年度における予算現額の対前年度増減率は、前年度と比べて4.0パーセント、歳入決算額は0.4パーセント、歳出決算額は0.5パーセントと、いずれも、前年度と比べて増額となっております。

次に、7ページを御覧ください。

一般会計歳入決算状況でございます。

当初予算額に補正予算額と前年度繰越事業費繰越額を加えた5行目の予算現額は5,489億607万5,050円となっております。調定額は4,839億9,940万1,413円、収入済額は4,818億4,383万4,591円、不納欠損額は1億7,519万1,360円、収入未済額は19億8,037万5,462円となっております。前年度と比較して、調定額は0.4パーセントの増、収入済額は0.4パーセントの増、不納欠損額は48.3パーセントの増、収入未済額は10.0パーセントの減となっております。

次に、8ページを御覧ください。

一般会計歳入決算額表でございます。

その主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1款の県税につきましては、調定額774億2,963万1,899円に対しまして、収入済額767億615万5,523円、不納欠損額1億3,799万2,784円、収入未済額5億8,548万3,592円となっております。決算総額に占める県税の割合につきましては、一番右端の欄に記載のとおり15.9パーセントとなっております。

第5款の地方交付税につきましては、収入済額は1,489億7,654万8,000円となっております。決算総額に占める割合は、30.9パーセントでございます。

次に、第8款の使用料及び手数料につきましては、収入済額は57億8,611万8,231円となっております。このうち、使用料収入が75.8パーセントを占めております。

第9款の国庫支出金につきましては、収入済額は568億8,920万214円となっております。予算現額と収入済額との差額が301億5,618万8,091円となっておりますが、ほとんどが歳出予算の翌年度繰越事業費の財源に充てられるものでございます。

第12款の繰入金につきましては、収入済額は699億1,201万9,409円となっております。このうち基金繰入金は159億612万9,617円でございます。

第13款の繰越金につきましては、収入済額は141億1,924万552円となっております。これは、平成30年度の歳計剰余金が令和元年度の繰越金収入となっているものでございます。

第14款の諸収入につきましては、収入済額は153億4,907万6,413円となっておりますが、これは貸付金元利収入などによるものでございます。

第15款の県債につきましては、収入済額は528億8,500万円となっております。予算現額と収入済額との差額が249億6,240万円生じておりますが、この額は、国庫支出金と同様、ほとんどが翌年度繰越事業費の財源に充てられるものでございます。

次の9ページから11ページにかけまして、歳入決算額を分析したグラフを記載しております。

まず、9ページにつきましては、性質別に分析したものでございます。このグラフの一番外側の数字は、地方交付税、県税などの款別の構成比率でございます。

財源内訳といたしましては、用途が特定されていない一般財源については、款別の構成比の内側に斜線の模様で表示してありますが、地方交付税、県税などを合わせて歳入全体の55.0パーセントを占めております。これに対し、用途が特定されております県債、国庫支出金などの特定財源は45.0パーセントとなっております。また、県が自主的に調達できる自主財源については、内側のグラフに網掛けで表示してありますが、県税、諸収入などで43.3パーセントとなっております。これに対し、その調達を県以外の国などに依存する地方交付税、国庫支出金などの依存財源は56.7パーセントとなっております。

次に、10ページを御覧ください。

最近5か年間の一般会計歳入決算額比較表でございます。

この表は、財源別構成比のうち、自主財源と依存財源の推移について過去5か年間の比較をしたものでございます。左側のグラフは構成比率を、右側のグラフは決算額を億円単位で表示いたしております。

まず、左側の構成比率のグラフを御覧ください。

右の端から順に、自主財源につきましては、県税は白で、その他は網掛けで表示してあります。一番下の令和元年度における自主財源の構成比については、右端から、県税が15.9

パーセント、繰入金などのその他が27.4パーセントの計43.3パーセントとなっており、自主財源の割合が前年度に比べ1.0ポイント低くなっております。また、グラフの真ん中の国庫支出金は11.8パーセントで、前年度に比べ0.6ポイント高くなっており、その左側の地方交付税は30.9パーセントで、前年度に比べ0.4ポイント高くなっております。さらに、左端の県債などのその他が14.0パーセントと、前年度と同率となっております。

次に、11ページを御覧ください。

この表は、財源別構成比のうち、一般財源と特定財源の推移でございます。

県税、地方交付税などの一般財源は斜線で、特定財源は白で表示しております。

左側の一番下のグラフを御覧ください。

令和元年度における一般財源の構成比は、歳入全体の55.0パーセントと、前年度の55.3パーセントに比べ、0.3ポイント低くなっております。

次に、12ページを御覧ください。

一般会計歳入予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を記載しております。

13ページを御覧ください。

このページから19ページにかけては、県税決算状況といたしまして、税目別の決算額、16ページからは各局・庁舎別の県税と県税に附帯する県税外収入の徴収状況、18ページには最近5か年間の県税の徴収状況、19ページには予算に対する過不足額などを記載いたしております。

次に、20ページを御覧ください。

このページから46ページにかけては、税外収入過不足額及び収入未済額の説明といたしまして、科目別の予算に対する収入過不足額、収入未済額とそれぞれの主な理由を記載いたしております。

次に、47ページを御覧ください。

寄附金及び雑入の収納内訳説明でございます。

このページから57ページにかけては、科目ごとにその額と内容を記載いたしております。

次に、58ページを御覧ください。

このページから60ページには、一般会計不納欠損処分の説明を科目別に記載いたしております。

一般会計では、県税の1億3,799万2,784円のほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び諸収入を含め、合計で1億7,519万1,360円を不納欠損処分いたしております。

次に、63ページを御覧ください。

一般会計歳出決算状況でございます。

上から5行目の予算現額は、歳入予算現額と同額の5,489億607万5,050円となっております。これに対し、支出済額は4,680億3,406万1,945円、翌年度繰越額は586億5,085万1,178円、支出済額と翌年度繰越額との合計額は、5,266億8,491万3,123円となり、この結果、不用額は222億2,116万1,927円となっております。前年度と比較して、支出済額は0.5パーセントの増、翌年度繰越額は48.2パーセントの増となっております。

次に、64ページを御覧ください。

一般会計歳出決算額表でございます。

この表は、前のページで御説明いたしました一般会計歳出決算状況を、歳出の款別に表したものでございますが、各欄の上段の括弧書きの数字については、前年度繰越事業費繰越額の決算状況を内書きで表したものでございます。

65ページを御覧ください。

一般会計歳出決算分析グラフでございます。

これは、歳出決算総額を、人件費等の性質別と、款別の目的別に分析したグラフを記載したものでございます。

左側のグラフは、歳出決算総額を人件費等の性質別に分析しており、これを義務的経費と任意的経費に分類いたしますと、人件費、公債費などの義務的経費は歳出全体の39.8パーセントを占めております。これに対し、負担金補助等及び工事請負費などの任意的経費は60.2パーセントとなっております。

次に、右側のグラフは、目的別に教育費、民生費など歳出の款別の構成比率を表したものでございます。

次に、66ページを御覧ください。

最近5か年間の一般会計歳出決算額比較表でございます。

一番下の令和元年度の左側のグラフに、義務的経費及び任意的経費について、それぞれ性質別に構成比率を表しております。義務的経費については、人件費、扶助費、公債費を合わせて39.8パーセントとなっており、前年度の40.4パーセントに比べ、0.6ポイント低くなっております。

67ページを御覧ください。

一般会計歳出予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を各款別に記載してございます。

次に、68ページを御覧ください。

このページから71ページにかけては、一般会計歳出決算節別集計表でございます。各款別に節別の執行状況を記載いたしております。

72ページを御覧ください。

一般会計繰越額科目別一覧表でございます。

このページから78ページにかけては、継続費逓次繰越、繰越明許費及び事故繰越しのそれぞれの繰越区分に応じて、各支出科目別に翌年度繰越額を記載いたしております。

72ページの継続費逓次繰越については、翌年度繰越額計の欄に記載のとおり、農林水産業費から教育費までの合計で11億2,204万円となっており、73ページから76ページの繰越明許費につきましては、76ページの最下段、翌年度繰越額計の欄に記載のとおり、総務費から災害復旧費までの合計で555億6,543万178円となっております。

また、77ページから78ページの事故繰越しにつきましては、78ページの最下段、翌年度繰越額計の欄に記載のとおり、農林水産業費から災害復旧費までの合計で19億6,338万1,000円となっております。

79ページを御覧ください。

前年度繰越事業費繰越額決算状況でございます。

このページから86ページまで、繰越区分ごとに前年度繰越額の決算状況を記載いたして

おります。

次に、86ページを御覧ください。

一般会計歳出不用額説明でございます。

このページから114ページにかけては、支出科目別に不用額及び不用となった理由を記載いたしております。

次に、118ページを御覧ください。

特別会計歳入歳出決算額比較表でございます。

このページと次の119ページに、21の特別会計の決算額を各会計別に記載いたしております。

歳入決算額の状況につきましては、118ページの最下段、合計欄に記載のとおり、調定額3,433億6,497万9,678円、収入済額3,418億822万465円、不納欠損額8万7,852円、収入未済額15億5,667万1,361円となっております。

次に、歳出決算額の状況につきましては、119ページの左から3列目に記載のとおり、支出済額3,309億312万736円、翌年度繰越額34億2,170万9,005円、不用額272億4,654万7,469円となっております。この結果、右端に記載のとおり、歳入歳出差引額は109億509万9,729円となっております。

次に、120ページを御覧ください。

特別会計歳入歳出予算額表でございます。

当初予算、補正予算などの予算措置の状況を記載しております。

121ページを御覧ください。

特別会計収入未済額の説明でございます。

このページから127ページにかけては、各会計別、科目別に、収入未済額の内訳と理由を記載しております。

次に、128ページを御覧ください。

特別会計不納欠損処分の説明を会計別に記載しており、母子父子寡婦福祉資金貸付金会計で、8万7,852円の不納欠損処分を行っております。

次に、129ページを御覧ください。

収入証紙等決算総括表でございます。

このページから131ページにかけては、収入証紙の売りさばき状況を、種類別、月別に記載いたしております。

132ページを御覧ください。

収入証紙による収入決算額でございます。

このページから136ページにかけては、収入証紙による収入決算額の状況を記載いたしております。

137ページを御覧ください。

特別会計繰越額科目別一覧表でございます。

繰越明許費における中小企業・雇用対策事業会計など3会計につきましては、翌年度繰越額の合計は、33億8,976万2,005円となっております。

また、138ページの事故繰越しにつきましては、公用地公共用地取得事業会計で、3,194万7,000円となっております。

次に、139ページを御覧ください。

前年度繰越事業費繰越額決算状況でございます。

繰越明許費における公用地公共用地取得事業会計など2会計につきまして、前年度繰越額の決算状況を記載いたしております。

また、140ページは事故繰越しにおける公用地公共用地取得事業会計につきまして、前年度繰越額の決算状況を記載いたしております。

141ページを御覧ください。

特別会計歳出不用額説明でございます。

このページから147ページにかけては、各会計の支出科目ごとに、不用額と不用となった理由を記載いたしております。

次に、151ページを御覧ください。

基金につきましては、別冊の歳入歳出決算附属書類に、基金ごとの決算年度中の増減高、決算年度末の現在高を記載いたしておりますが、このページから165ページにかけては、令和元年度中の各基金の運用益、152ページ以降には、出納閉鎖期日であります5月末に令和元年度歳入としての取崩しや歳出としての積立てが集中して行われますことから、決算年度末現在高であります令和2年3月末現在の基金の状況に加えまして、令和2年4月と5月の出納整理期間中における基金の増減高、及び令和2年5月末現在の基金の状況、160ページ以降には、令和元年度の基金繰入金の充当事業について記載いたしております。

以上が、令和元年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

なお、歳入歳出決算に係る事務事業の内容等の詳細につきましては、各部局別審査の際に、御審査を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和元年度一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

元木委員長

以上で、決算概要の説明聴取を終わります。

これより質疑に入りますが、質疑は、ただいま説明のありました総括的事項に関するものにとどめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

今日の説明で頂きました歳入歳出決算の概要という資料ですが、4の翌年度繰越額の比較で、一般会計で令和元年度は約586億5,100万円、前年度に比べますと約190億7,900万円、48.2パーセントの増となっており、昨年度から約1.5倍の大きな額が繰越しされていると説明いただきました。繰越しが大幅に増加した理由についてお尋ねいたします。

原田出納局副局長

ただいま喜多委員から、一般会計の繰越額が対前年度比で約1.5倍、約191億円的大幅増になっている理由について御質問いただきました。



内訳を款別に申し上げますと、土木費が約412億円、対前年度比で申し上げますと約159億円の増ということで、大幅に増えております。また、農林水産業費が約103億円、対前年度比で約9億円の増と、この二つの款で繰越額の約9割、約87.85パーセントを占めているところでございます。

令和元年度決算における繰越額の特徴を申し上げますと、令和2年2月議会において新型コロナウイルス感染症に係る緊急予算としてお認めいただいた追加補正予算30億円が全額繰越設定されたということが1点ございます。

また、国の防災・減災、国土強靱化<sup>じん</sup>のための3か年緊急対策により、予算がそもそも増えていることに加えまして、国の新たな総合経済対策補正予算に呼応して公共事業の追加に切れ目なく積極的に対応した結果、前年度補正予算額を上回る重点配分を受けたこと、2月先議分に係る繰越額が増加したことなどが要因でございます。

一方、公共工事につきましては、短期間で単年度工事が完了しないといった側面があることから、繰越額が大幅増になったものでございます。

#### 喜多委員

今の説明では、防災・減災、国土強靱化<sup>じん</sup>のための国の補正予算に合わせた土木費と農林水産業費を繰り越したということと、もう一つは新型コロナウイルス感染症に係る緊急予算として取り組んだために大幅増ということでございました。徳島県や県民の安全を守るために、このような大幅な繰越しは今回についても致し方ないと思っております。

これからも特に新型コロナウイルス感染症、防災・減災、安全・安心のために予算措置をしていただきたい。できるだけ当年度で消化するのが大事ですけれども、翌年度に繰り越すのも致し方ないと思っております。今後とも頑張ってくださいと思います。

#### 増富委員

歳入歳出決算審査意見書のことで少しお聞きしたいのですけれども、3ページの中段で、財務事務の執行面では給与、契約、物品管理等に関する事務処理の誤りが散見されていると記載されています。散見という言葉調べてみますと、あちこちに見えること、ちらほら目に付くということで、広い範囲であるというような理解ですが、これについて具体的にどのような事例があるのかをお聞きしたいと思います。

#### 原田出納局副局長

ただいま増富委員から、歳入歳出決算審査意見書に事務処理の誤りが散見されていると記載があることについて、御質問いただきました。

まず、給与事務に関しましては、本来なら月の途中から育休復帰した職員に当該月から通勤手当を支給すべきところを翌月から支給になっていた、扶養手当の認定において、扶養親族に基準を超える恒常的な所得があったにもかかわらず要件の確認不足で手当が支給されていた、といった事例がございました。

また、契約事務につきましては、委託契約等において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず随意契約をしていたものがございました。

さらに、物品管理事務では、物品出納簿に記載していない物品があった、逆に、処分し

ており存在しない物品が出納簿に記載され続けていたといった事例でございます。

#### 増富委員

通勤手当支給のミスであったり、物品出納簿への記載漏れなどというようなことを御答弁いただいたのですが、意見書にも、そのほとんどが複数の職員で確認すれば防ぐことができる単純なミスと明記されているのです。会計事務に関する知識不足が起因でもあったというようなことですが、会計課として、こういったミスの防止について今後どのように取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

#### 原田出納局副局長

ただいま、ミスの防止に向けた会計課の取組に関する御質問を頂きました。

会計課は会計指導も担当しているわけですが、事務ミスをなくすために、所属の会計事務担当者に対する研修の実施や、全庁LANの掲示板を活用した啓発に努めているところでございます。

具体的に申しますと、去る7月には実務担当者の資質の向上等を目的とする会計事務実務担当者研修会と、契約事務の所管である管財課と合同で会計・契約実務研修を行ったところでございます。

また、来年2月に開催予定の会計事務再チェック全庁研修会では、監査委員からこのように御指摘がありました事務ミスの実例を挙げながら研修内容をより具体的なものとするなど、実践的な内容に充実させていきたいと考えております。

さらに、全職員が利用する全庁LANの掲示板等においても、事務処理の注意点、担当者向けの手引、会計事務のチェックポイントなどを掲載いたしまして、ミスを繰り返さないよう注意喚起を図るとともに、当課で審査事務を担当しておりますので、日頃の支出書類の審査等を通じてその都度個別に指導を行うなど、会計事務担当者の資質向上と丁寧な審査に努めてまいりたいと考えております。

#### 増富委員

会計事務の実務担当者研修を7月に実施し、会計・契約実務研修もしている。もう1点は会計事務のポイント等を掲載し、ミスを繰り返さないように注意喚起を十分にしているという御答弁を頂きました。昨年の意見書を見させていただいたのですが、改善を求めるという御指摘が毎年のようにあるという事実があります。会計課においても、関係課と連携して対象者ごとに内容を工夫して研修を実施したり、全庁掲示板で再発防止の注意喚起を行っているということは十分理解したわけではありますが、今後とも担当者の明確化、事務内容の正確な把握、複数人でのチェックにより、適正な財務事務執行が図られるように努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 黒崎委員

私からも1点。同じ3ページの上から21行目のロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAについてまず説明していただきたいのですが、これは超過勤務の縮減につなげられたいという御意見が付けられております。

実証事業に更に取り組んだということですが、その具体的な内容、どんな成果があったのかをお伺いしたいと思います。もし説明できるのなら、どんな事業なのかを一回きちんと説明いただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

原田出納局副局長

ただいま、RPAの展開状況について御質問いただきました。あわせて、その事業内容についても一度説明をということでした。

RPAにつきましてはロボティック・プロセス・オートメーションの略でございますので、端的に言いますとロボットによる業務自動化ということでございます。

これまで職員が行ってきた定型的なパソコンの操作を、作業指示書となるシナリオとして記憶させたソフトウェアロボット、これはソフトウェアロボットと申しますので何かハードのロボットのものと誤解しがちなのですが、要はソフトウェアに代行させるものでございます。通常、プログラミングをする際は、プログラミング言語を使った習得にかなりの労力、コストが必要なのですが、それを使うことなく一般的になじみのあるExcelの操作の組合せなどを通じて実行させるものでございます。

具体的に言いますと、画面にダイアログボックスが出てきて、このExcelのファイルのこのシートのここを引いてくるよというように形で窓口に入れていくイメージでございます。

RPAにつきましては、まず会計課において平成30年度に会計事務の自動化実証事業を実施いたしまして、支払関係業務をはじめとする6業務27のパソコン作業にRPAを活用して、まず効果の検証を行いました。

具体的に言いますと、支払関係業務では、支払金額、予算科目、債権者情報などを財務会計システムに入力して支出書類を出力するまでの作業、物品調達業務では、南部・西部両総合県民局において物品、消耗品等を一括調達するために複数の所属からの要求を取りまとめて発注書を作成する業務などをRPAを使って自動化し、実際の業務効果の測定をいたしました。

結果として得られましたのが、職員のパソコン作業時間の96.2パーセント、年間換算で約3万3,000時間の削減効果が実証されたということでございます。

これを受け、令和元年度において、実証したRPAの効果を全庁に波及させていくということで、会計事務における新たな活用業務、どんな業務に使えるのかといった活用業務の検討、利用促進を目的に、庁内のプロジェクトチームを設置して検討を開始いたしました。その結果、新たに14業務について作業指示書であるシナリオを作成し、適用業務の拡大につなげることができました。

また、初心者向け研修やシナリオ作成専門研修の開催によるRPAの活用人材の育成、使い方が分からなくなったときに照会できるヘルプデスクの設置、シナリオ作成技術支援等によるRPAを活用するフォローアップ体制の充実などを実施いたしました。

さらに、全庁的に使えるようにライセンスを増やして環境整備などを行ったところでございます。

加えて、意見書にも記載がございますけれども、入力ミスの防止や更なる業務の効率化を目指して、AI搭載の読み取り技術であるAI-OCRの実用化実証事業にも取り組み

まして、実用化に向けての準備を加速させているところでございます。

黒崎委員

説明ありがとうございます。

横文字などがいろいろいっぱい出てきますので、これを理解するのに我々議員も相当時間が掛かると思うのです。ただ、知事部局が超過勤務縮減を熱心にやり始めたということでございますので、これを更に進めていただきたいと思えます。御説明の中では14業務でシナリオを作るということでございますが、この14業務は14の部局というように取っているのですか。14業務について少し説明してください。

原田出納局副局長

ただいま黒崎委員から、14業務についての説明をということでございます。

これは14の部局ではなく、14の業務ということでございます。一例を申し上げますと、あるデータがあれば監査調書節別集計表をすぐに作成することができます。また、生活保護の支出書類の作成、そしてこれは管財課になりますけれども総勘定元帳と公有財産管理システムとのデータの突合。3業務を今申し上げましたけれども、これらを含めた14業務でございます。

黒崎委員

会計では既にこういったことが始められているということですが。更にいろんな部局で勉強会なども始められるということでございますが、他部局での活用は来年度からお始めになるということなのではないでしょうか。

原田出納局副局長

ただいま黒崎委員から、RPAの勉強会などの取組について御質問いただきました。

まず、今年度の取組状況について御説明させていただきますと、今年度のこれまでの成果を更に発展させるということで、RPAの全庁利用拡大、先ほど申し上げましたAI-OCRの本格導入に向けた取組を加速させております。

まず、RPAの全庁利用拡大につきましては、シナリオ人材の育成ということで、初めてのRPA研修、これはなじみのない方に身近に感じていただくものです。また、シナリオ作成専門研修、これは初級、中級、上級と、職員の習熟度に応じたきめ細かな研修です。これらの研修は、新型コロナウイルス感染症対応によるリモートや少人数で実施しております。

また、新たなシナリオの実装ということで、全庁的に汎用性が高い、先ほど申し上げました監査調書の作成業務や、今年度からは新型コロナ対応！企業応援給付金、こういった新たな11の事務作業について、作業自動化のシナリオを実装したところでございます。

また、AI-OCRの本格導入に関しましても、庁内説明会やスマート会計実装PTで新規の提案がありました六つの帳票のうち実現可能性の高かったものについて準備を進めているところでございます。

RPAやAI-OCRは、会計事務はもとより他の様々な業務についても活用の拡大が

見込まれます。RPA全般の推進を行っているスマート県庁推進課と今後も連携を密にして、事業を推進していきたいと考えております。

黒崎委員

詳しく御説明いただきました。

これは超過勤務の縮減、働き方改革、適正な事務執行にもつながっていきますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。ただ、理解も広げていかなければいけないし、専門的な知識を持っている方も増やしていかなければいけないということでございますので、なかなか手ごわい仕事になってくるだろうと思っております。

事業的には何年ぐらいをめどに全庁に普及させていきたいのか。そのあたりのことは何か考えをお持ちですか。

原田出納局副局長

黒崎委員から、取り組む期間について御質問いただきました。

平成30年度に実証事業を実施した後、令和元年度、2年度と検証等を通じて人材育成等を図ってきたところです。全体を進めるスマート県庁推進課と相談し、どの程度人材が育っているかということを見極めながら、今後の展開状況について決めていきたいと思っております。現時点ではいつまでということは決めておりません。

黒崎委員

分かりました。しっかりと展開していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

立川委員

私も歳入歳出決算審査意見書の2ページの下段に記載があります未収金について、少しお伺いしたいと思っております。

一般会計及び各特別会計の収入未済額の合計は減少となったものの、依然として未収金が約35億3,700万円あると書かれております。約35億円はかなりの額だと思うのです。この金額についてどのように受け止められているのかというのを伺いしたいと思っております。

原田出納局副局長

立川委員から、未収金の約35億円はかなり大きな額であり、それについてどのように受け止めているのかという御質問を頂きました。

委員からもお話がありましたように、普通会計の未収金総額は約35億3,700万円でありまして、企業会計を含めた県全体の未収金総額は約38億300万円となっております。

前年度と比較いたしますと、2億4,100万円ほど削減されているものの、依然として多額の未収金が存在しておりまして、公平性、公正性の観点からも看過できない課題であると認識いたしております。

このため、県では、各未収金に共通する統一的な指針として徳島県債権管理基本方針を策定いたしました。この全庁的な方針に沿って取組を進めるとともに、各部局で行うより

も全体的な共通の課題として未収金対策に取り組むということで、未収金対策の強化及び一元化を図るために平成25年度には徳島県未収金対策委員会を設置いたしました。県の未収金全体の97パーセントを占める重点未収金9債権を設定して未収金削減計画を策定し、全庁的な取組を強化してまいりました。

また、債権管理の手引、事例研究会等の研修会などの開催を通じ、債権管理を担う職員の資質の向上に努めますとともに、より効果的な未収金対策を講じていくために、そもそも未収金を発生させない発生抑制はもとより、債権管理の各段階において法令を踏まえた適切な対応をとられるように各所属の取組を支援してきたところでございます。

立川委員

未収金は少なければ少ないほどいい、理想で言えばゼロが望ましいと思うのですが、この10年間でどのように推移してきたのかをお教えてください。

原田出納局副局長

立川委員から、この10年間でこういった形で推移してきたのかという御質問を頂きました。

平成22年度から24年度にかけては52億円前後で高止まりをしておりました。そうした状況に危機感を抱きまして、先ほど申し上げました徳島県未収金対策委員会を平成25年度に設置いたしました。全庁的な取組を強化して以降は総額14億円以上、7年連続で未収金を削減するなど一定の成果を上げられてきたのではないかと認識をいたしております。

立川委員

少し話は変わりますが、今年はコロナ禍ということで、この影響によってこれからの経済状況はより厳しくなっていくと思うのです。今年度の未収金の見込みと今後の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

原田出納局副局長

ただいま立川委員から、今年度の未収金の見込みと今後の取組について御質問がございました。

今年度に入ってから我が国の経済状況は4月から6月期のGDPが年率換算でマイナス28.1パーセントになるなど、非常に厳しい状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策により県税には徴収猶予の特例措置も創設されており、未収金を取り巻く環境は一層厳しさを増していると認識しております。

このため、県といたしましては、未収金発生時はまず初期対応を迅速に行って早期の解消に努める、未収金スキルアップ研修会の開催などにより債権管理に精通した職員を育成する、法的措置の実行や一部は既に行われておりますけれども、サービスの活用などにより債務者の実態に応じた取組を強化する。こういったことを通じまして対策を進めていき、未収金対策委員会を有効に活用した未収金の発生防止や、債権回収及び債権管理など適切な債権管理に努めますとともに、重点未収金を中心に更なる未収金削減に向けて、全庁を挙げて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

立川委員

平成25年に未収金対策委員会を設置して全庁的な取組を強化して以降、総額14億円以上、7年連続で未収金が減少している。未収金対策については一定の成果が出ているのではないかと思います。しかしこのコロナ禍の影響を考えると、今後、状況はますます厳しさを増すと思われます。県民負担の公平、歳入確保の観点からも、未収金発生の初期段階から迅速に対応するなど、今後も各部局と連携し、引き続き粘り強く取組を進めていただきたいということをお願いして、私からは終わります。

仁木委員

私からは2点です。

先ほど御質問がありましたけれども、繰越額が大きくなることについて単純にちょっと考えてみました。本県では15か月予算が導入されておりますけれども、決算は12か月で変わりはないですから、その分繰越額が増えると単純に思うのです。

15か月予算を導入されて以降、決算に及ぼした影響はどういうようなものがあるか、また分析されているのかを教えてくださいたいと思います。

原田出納局副局長

ただいま仁木委員から、15か月予算と決算における繰越額等の関連について御質問いただきました。

繰越額の最大の要因は補正予算でございます。2月補正予算額の規模とその内容、ソフト事業とハード事業がございますが、2月補正予算における今までの経緯を見ますとハード事業である公共事業が主であったと思います。

ですので、15か月予算という点も関連はあるのですが、主にハード事業の2月補正予算の規模により翌年度への繰越しが増えていくというように認識しております。

仁木委員

15か月予算と繰越額については余り関連がないし、決算には影響を及ぼしていないというような御意見でよろしいですか。

原田出納局副局長

関連がないわけではないのですが、ハード事業の2月補正予算額が一番の要因かと思えます。

仁木委員

分かりました。また私も勉強させていただきたいと思います。今後もそういう関連があるのかを分析していただければ有り難いと思います。

もう1点、質問させていただきたいことがあります。

先ほど未収金について言っていましたけれども、不納欠損はパーセンテージで判断すべきものではないということは重々承知しております。不納欠損額が約1億7,500万

円ということで、平均1億3,000万円ぐらいの感じで推移しているのではないかと思います。債権化されてから5年ぐらいで不納欠損として落とされるのではないかと思いますけれども、大して大きい額ではないのですが例年より増えています。社会的な要因がいろいろあるとは思いますが、この点、どのような影響があつてこの金額になっているのかという分析をされているのか教えていただければと思います。

原田出納局副局長

概況を申し上げたいと思います。

令和元年度における一般会計の不納欠損額は1億7,519万1,360円で、前年度の1億1,811万6,921円と比べますと5,707万4,439円、率にして48.3パーセントの増となっております。

内訳につきましては、県税が1億3,799万2,784円で全体の78.8パーセントを占めております。このほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料等々でございますが、この概況につきましては、決算説明書の8ページに記載させていただいております。

また、特別会計の不納欠損額、これは決算説明書の118ページに記載させていただいておりますが、母子父子寡婦福祉貸付金会計で8万7,852円という状況となっております。

それで、繰り返しになりますけれども、県税関係で5,700万円の増は地方税法に基づく不納欠損処分でございます。

過去5年間の平均は1億5,700万円ぐらいでございますが、昨年の1億1,800万円が過去5年間で最少だったということで、増加が多くなっております。具体的な内容は、県税、児童福祉施設の入所者の負担金、生活保護の返納金などといったものでございます。

言及がございました不納欠損処分ですが、県税をはじめとする公法上の債権につきましては、債務者の業績不振、倒産、生活困窮、破産など資力がない場合は5年間の消滅時効などがあり、また、貸付金や住宅使用料等の私法上の債権につきましては、民法の消滅時効や債権放棄をして議会で御議決いただいたということでございます。

端的に増えた理由は、過去5年間の中で最少だった昨年度との比較によるものです。

仁木委員

いわゆる債権化された5年前の社会情勢が5年後の今に影響しているのか、それともこの5年間の社会情勢が今日に影響しているのか、どちらなのかなど。5年前のパイが大きかったからこそ、この額があるのでないかと思うのです。5年間で不良債権化するというような状況はどちらの社会情勢が影響しているのか、所見をお伺いできればと思います。

原田出納局副局長

ただいま、不納欠損額の状況について5年前の経済状況が影響しているのかという御質問を頂きました。

県税が多いのですけれども、個々の不納欠損の内容について社会経済情勢の変化がどのように影響しているのかということにつきましては、分析し切れておりません。



## 近藤会計管理者

少し補足させていただきます。

5年といいますのは、消滅時効の5年ということで不納欠損の対象になりますので、一つの要件でもございます。それ以外にも、5年よりももっと昔の債権で滞納処分であったり、納税指導であったり、そういうことを繰り返していく中で、財産がないというようなことに至ったその時点から3年を経過して不納欠損となるものもございます。

ですから、5年間で機械的に不納欠損処分をしているというわけではなく、従来から納税交渉や財産調査などいろんな手を尽くしていく中で、行方不明になる、債権者が死亡するなどのいろんな事情において、滞納処分を執行停止して3年というものもございます。会社でしたら、破産して開業の見込みがないということで3年を待たずして即時不納欠損という制度もございます。一概に5年前がどうだったということではないということで御理解いただきたいと思えます。

## 仁木委員

分かりました。十分理解できました。

また、未収金の話もありましたけれども、このあたりを粘り強くでお願いしたい。そして不納欠損額の更なる削減に努めていただきたいということを述べさせていただいて質問を終わります。

## 扶川委員

不納欠損の話が出ましたので私も意見を申し上げておきます。

例えば県税の徴収で滞納処分をして差し押さえたが、その中身が年金だった事例があるのです。年金については本人の了解なしに差し押さえしてはいけないというルールになっているのですが、本人に了解なしには差し押さえできないということを説明せずにやっている。徳島滞納整理機構がそれをやっているものだから、そのまま町に引き継がれて、町税の滞納についても同じことをやっていた。

こういうものは人権侵害に当たるので、正確な情報提供をした上で滞納処分をすることが必要だと意見を申し上げておきます。ただ単に未収額を滞納処分などで減らしていけばいいというのではない。納税者の権利や人権を守った上で進めていただきたい。こういった事例を知っておりますので申し上げておきたいと思えます。

それから、最初から未収金を発生させない一つの方法として、減免制度の充実があると思うのです。例えば国民健康保険税の減免制度。徳島県にはないので市町村の話になりますが、失業した翌年は前の給料で税が掛かってくるため、収入がゼロなのに何十万円も払わなければいけない。そんな場合は免除するという制度を持っている所は大阪府などではたくさんあります。県税などについてももう少し減免制度を充実してはどうかと思っております。これは意見だけ申し上げておきます。この不納欠損額については、単純に増えればいい、減ればいいということではなくて、中身を見ていく必要があると思えます。

それと、ちょっと調べて分からなかったのを教えてほしいのですけれども、徳島県歳入歳出決算審査意見書の36ページに財産の状況があります。何平方メートルあるというようなことがずっと載っております。

例の徳島市の文化ホール問題で、県が無償で市町村に貸している財産がどのくらいあるのかを県の管財課に調べていただこうとしたことがあるのですが、なかなか数字が出てきません。県がどれだけの固定資産、預貯金、流動資産を持っているのかというようなことを金額も含めてぱっと分かる仕組みはあるのですか、ないのですか。

原田出納局副局長

ただいま扶川委員から、県の保有財産について一覧表みたいな形で分からないかという御質問がございました。

誠に恐縮ですけれども、財産については管財課で所管いたしておりますので、お答えすることはできません。

扶川委員

普通、家計を考える場合などは、自分の家が固定資産、預金をどのくらい持っていて、それを担保にして金を借り入れたらこれだけの支出ができると大体計算ができますよね。こういう財政の議論をするときに、どれだけの資産を持っていて、それがお金の換算するとどれだけのもので、それが増えつつあるのか減りつつあるのか、そういうことでなければいけないという議論があります。

だから、全国的には、県としてそういうことも把握できるような仕組みというのを作っていこうという方向にあるのではないですか。私も一夜漬けで本を読んでいたら、それに類似するような制度もあると。徳島県でもそういうことが分かるように制度化していく必要があるのではないかと思うのですけれども、徳島県では今どんな検討がされているのかは御存じないですか。

原田出納局副局長

恐らく県全体のバランスシートのお話だと思うのですけれども、これも経営戦略部で所管しておりますので、個別の審査で御質問をお願いいたします。

扶川委員

例えば財政の流動性、健全性、実質収支が出ていますけれど、そういった指標はここではお尋ねしても分からないのですか。

原田出納局副局長

財政指標等については財政課で所管しておりますので、個別の審査でお聞きいただければと思います。

扶川委員

財政課の所管で議論しなければここでは分からないということですね。分かりました。

審査意見書には入っておりませんが、私が前から気にしているので意見だけ申し上げておきたいと思います。昔、徳島県で入札談合を巡って知事が逮捕される事件がありました。その時は最低制限価格は3分の2で66パーセントだったのです。今は85パーセント

以下に最低制限価格を入れたら失格になるのです。何でこうなったのかずっと疑問を持っているのです。競争性が損なわれるような入札制度の仕組みになってはいないかという疑念をもっているのです。

例えば、税金について、最小限度の経費で最大限の効果を上げるような使い方をする上で、この入札制度や最低制限価格設定はかなり大きな問題と思うのですが、それについて、こちらの部局では検討されていたり、こういう意見に乗ってきたことはないのですか。

原田出納局副局長

繰り返しになりますけれども、入札制度につきましては県土整備部の建設管理課で制度の所管をしておりますので、そちらの個別審査で御質問いただきたいと思います。

扶川委員

分かりました。決算委員会はめったに参加しないのでとんちんかんなことを聞いたかも分かりません。先ほど申し上げたような税の徴収については、人権に十分配慮した取組をお願いしたいということをお願いして終わります。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時50分)